

(仮称) せんだい支えあいのまち推進プラン 2027 の策定について

1 計画の策定趣旨

本市では、社会福祉法第 107 条の市町村地域福祉計画、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条の市町村成年後見制度利用促進基本計画、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条の地方再犯防止推進計画を一体の計画として「せんだい支えあいのまち推進プラン（令和 3 年度～令和 8 年度）」を策定している。現行の計画期間が令和 8 年度末となっていることから、次期計画を策定する必要がある。

次期計画では、令和 3 年度から施行された重層的支援体制整備事業や、令和 6 年度から開催されている「地域共生社会の在り方検討会議」など、国の動向を踏まえながら策定することとする。

2 計画の位置づけ

本計画は、「仙台市基本計画」を上位計画とし、高齢者、障害者、こども・子育て等、福祉の分野別計画と整合を図りながら、各分野において共通して取り組むべき事項として、地域のさまざまな福祉活動やその支援等について充実を図っていくための施策を盛り込む計画である。

3 計画策定に向けた取組み

- (1) 仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において全体的な検討を行う。
- (2) 策定にあたっては広く市民意見等を取り入れる必要があることから、住民座談会や市民フォーラムを実施するとともに、仙台市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」策定に向けた議論も踏まえながら検討を進めていく。また、成年後見制度利用促進基本計画と再犯防止推進計画については、関係機関と協議を行い、その結果を本分科会に報告する。

4 計画策定スケジュール（想定）

（令和 8 年度）

- 5 月～10 月 ・基本目標、施策の体系、施策の推進等を順次審議
※ 5 月～10 月の間に計 4 回程度開催予定
- ・住民座談会、市民フォーラムによる意見聴取
- 11 月 ・中間案審議
- 12 月 ・パブリックコメント（意見募集）
- 1 月～2 月 ・計画案審議
- 3 月 ・答申、計画策定

（令和 9 年度）

- 4 月 ・新計画開始